

## 公民館の申請に対する処理期間について

この基準は、流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則第6条、流山市南流山センター管理等に関する規則第3条及び流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例施行規則第3条により、中央公民館、北部公民館、東部公民館、初石公民館、南流山センター及びおおたかの森センター（以下「公民館」という。）の使用の許可の可否を決定する際の処理期間を下記のとおり定める。

### 記

- 1 施設予約システムを利用しての申請は処理期間を即時とし、施設予約システム以外で公民館の申請があった場合は、処理期間は原則1週間以内とする。
- 2 施行日  
この基準は、令和3年4月1日から施行する。